



障害のある方への支援

基幹相談支援センター Qwb 608

➡障害福祉課 ☎03-5654-8628

地域の相談支援の拠点として、保健師などの専門職員による相談や、重症心身障害者・精神障害などとの重複障害、医療的ケア児者など、解決が困難な課題を抱えている方への支援を行います。

障害の種別や年齢、障害者手帳の有無にかかわらず、ご相談ください。相談の内容に応じて適切な支援機関を紹介します。

また、成年後見制度の利用に関する支援と、虐待通報・相談も受け付けています。

手帳

身体障害者手帳 Qwb 097

➡障害福祉課 ☎03-5654-8301

身体に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

愛の手帳 Qwb 098

➡障害福祉課 ☎03-5654-8301

知的障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳 Qwb 099

➡保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

精神障害のある方(初診日から6カ月を経過)が、一定の障害にあることを証明するものです。都営交通の乗車証の発行や都内バス運賃半額割引、税の減額などの支援が受けられます。

補助・手当・支給・割引

自立支援医療(更生医療) Qwb 100

➡障害福祉課 ☎03-5654-8302

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方の、手帳に記載された障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするために必要な医療費の負担を軽減します(所得制限があります)。

自己負担は原則として医療費の1割負担です。世帯の所得水準等に応じて、1カ月当たりの負担額に上限があります。

自立支援医療費制度(精神通院医療) Qwb 101

➡保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

精神疾患を理由として通院治療を受けている方の医療費の自己負担を原則1割に軽減します(往診・デイケア・訪問看護、てんかんの診療および薬代なども対象)。

世帯の所得などに応じて、1カ月当たりの負担額に上限があります。

区市町村民税が非課税世帯の方は、自己負担相当額を助成する制度があります。

18歳未満の方は、入院医療費の助成制度があります。

心身障害者医療費助成制度(障) Qwb 102

➡障害福祉課
(身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方)
☎03-5654-8301
➡保健予防課(健康プラザかつしか内)
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
☎03-3602-1274

健康保険に加入している身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む場合は3級まで)または愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に、保険診療の自己負担分の医療費を助成します(所得制限があります。新規申請時65歳以上の方は対象となりません)。

住宅設備改善費の支給 Qwb 103

➡障害福祉課 ☎03-5654-8302
➡保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

一定額の範囲内で住宅設備(浴室、トイレ、玄関、居室の段差解消など)の改善費を支給します(所得制限・世帯の収入に応じて自己負担があります)。

原則、介護保険による支給が優先されます。

【対象】

- ▷ 下肢または体幹機能障害の程度が3級以上の方
- ▷ 下肢または体幹機能に障害のある難病患者の方



各種手当

Qwb 105

障害福祉課 ☎03-5654-8301 保健予防課(精神障害に関すること) ☎03-3602-1274

(令和6年4月1日現在)

種類	対象	支給額(月額)
心身障害者福祉手当	20歳以上65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 1・2級 ▷愛の手帳 1～3度 ▷脳性まひ ▷進行性筋萎縮症	1万5,500円
	65歳未満で、次のいずれかに当てはまる方 ▷身体障害者手帳 3級(20歳未満の方は1～3級) ▷愛の手帳 4度(20歳未満の方は1～4度) ▷戦傷病者手帳 特～3項症 ▷精神障害者保健福祉手帳 1級	7,750円
心身障害者福祉手当 (外出支援分)	次の障害等級の手帳を65歳未満で交付された方 ▷下記のいずれかの障害で身体障害者手帳を交付された方 ○下肢・体幹・移動機能障害1～3級 ○視覚障害1・2級 ○内部障害1級 ○下肢障害が4級以上で、上肢・内部・平衡機能障害のいずれかが3級以上 ▷愛の手帳1・2度を交付された方	2,500円
特別障害者手当	20歳以上で、著しい重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	2万8,840円
障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活で常時介護が必要な方(所定の診断書で判定します)	1万5,690円
福祉手当 (経過措置)	昭和61年3月31日現在、改定前の福祉手当を継続して受給している方	1万5,690円
重度心身障害者手当	65歳未満で、心身に重度の障害があるため、日常生活において常時複雑な介護が必要な方(東京都心身障害者福祉センターで判定)	6万円
重度心身障害者 特別給付金	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方で、次のいずれかに当てはまる方のうち、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった方 ▷昭和57年1月1日前に満20歳以上に達していた在日外国人の方(平成4年10月1日前に外国人登録をしている方)で、同日前に障害者であった方 または同日以後に障害者となったが同日前に障害発生原因の初診日がある方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前に障害者と認定された方で、障害発生原因の初診日の前月までの厚生年金被保険者期間が6カ月未満または共済組合員期間が1年未満の方 ▷満20歳以上で昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある方	3万500円

本人や扶養義務者などの所得制限があります。施設に入所している方、3カ月を超えて入院している方、他の手当を受給している方などは、手当の支給ができない場合があります。難病患者福祉手当は95ページをご覧ください。

NHK受信料の減免

Qwb 106

- ▶障害福祉課
(身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方)
☎03-5654-8301
- ▶保健予防課(健康プラザかつしか内)
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
☎03-3602-1274

該当する障害者の方(※1)が世帯主で受信契約者の場合、受信料が半額免除になります。

世帯構成員(※2)全員が住民税非課税の場合、受信料が全額免除になります。

(※1) 視覚・聴覚障害者、重度の身体・知的・精神障害者・戦傷病者

(※2) 身体・知的・精神障害者がいる世帯

障害者団体の社会参加経費の補助

Qwb 107

- ▶障害福祉課 ☎03-5654-8301

見学などを実施する際のバス借上費または行事・研修などの開催経費のいずれかの一部を補助します(年1回のみ)。

軽自動車税の減免

83ページ

身体障害者補助犬の給付

Qwb 104

- ▶障害福祉課 ☎03-5654-8302

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の方に、補助犬を適切に利用、飼育できることなどの条件で、盲導犬(視覚障害1級)・介助犬(肢体不自由1、2級)・聴導犬(聴覚障害2級)を給付します(飼育費などは自己負担・所得制限があります)。



自動車についての補助

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容
自動車運転免許取得費の補助 Qwb 108	区内に3カ月以上居住し、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の手帳1～4度をお持ちの方。本人の所得税額による制限があります。	第1種普通自動車免許の取得のために教習所などで教習を受けるときの費用の一部を補助します(教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の申請に限ります)。
自動車改造費の補助 Qwb 108	区内に3カ月以上居住し、上肢・下肢または体幹に係る障害で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置の一部を改造する場合、改造費の一部を補助します(改造した日から3カ月以内の申請に限ります)。

当該補助またはほかの同種の補助などを受けた方を除きます(一部例外あり)。

種類	対象	内容
有料道路の割引 Qwb 453	次のいずれかに当てはまる場合 ▷第2種身体障害者手帳をお持ちの方が自分で運転する乗用車 ▷第1種身体障害者手帳・愛の手帳1・2度をお持ちの方を乗せて介護者が運転する乗用車	事前登録により、5割引で利用できます。本人や家族が所有する乗用車を登録する方法と、自動車登録なしで利用する方法があります。

交通機関を利用するときの援助

①～⑤ / 障害福祉課 ☎03-5654-8301 ⑥ / 保健予防課 ☎03-3602-1274

	種類	対象	内容
①	鉄道・旅客船 Qwb 109	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	▷第1種心身障害の方が、介護者の付き添いで利用する場合、本人と介護者ともに全線5割引(普通乗車券・普通乗船券・定期券・回数券・急行券)になります。 ▷第1種心身障害の方が単独で、または第2種心身障害の方が利用する場合、JR線・連絡社線片道100kmを超える区間の普通乗車券・普通乗船券が5割引になります。 旅客船の割引率は距離や船室によって異なります。
②	都営交通 Qwb 454	身体障害者手帳・愛の手帳・戦傷病手帳・被爆者手帳をお持ちの方	都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します(申請には手帳が必要です)。
③	民営バス(都内) Qwb 455	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	本人は手帳を提示すると普通乗車券が5割引になります。定期券割引購入申込書(3割引)と介護人付割引証は、障害福祉課で交付します(申請には手帳が必要です)。
④	タクシー(都内) Qwb 456	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方	タクシーを利用するとき、手帳を提示すると料金が1割引になります。
⑤	航空 Qwb 457	身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方と介護者	12歳以上の第1種心身障害の方と介護者(1人)、または第2種心身障害の方が定期航空路線の国内線を利用する場合に割引があります(割引率は航空会社や路線によって異なります)。
⑥	鉄道・旅客船・都営交通・民営バス(都内)・タクシー(都内)・航空 Qwb 099	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者	対象者や割引率などは各事業者によって異なります。詳しくは、ホームページをご覧ください。



障害者サービス

障害者生活介護事業所 Qwb 111

●堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1329 72ページ

日常生活上の介護・支援、創作活動などの機会の提供や、身体能力・日常生活能力の維持向上に向けた支援を行います。

【対象】

- ▷ 常時介護が必要な18歳以上の身体障害または知的障害のある方
- ▷ 障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2以上)の方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後3時30分のおおむね6時間

【費用】

収入に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

バス送迎あり。

地域活動支援センター Qwb 712

●堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 72ページ

知的障害・身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にしたデイサービス、障害者パソコン講習会、中途視覚障害者を対象にした生活講座などを行います。

【対象】

18歳以上の知的障害・身体障害・高次脳機能障害や失語症のある方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時

【費用】

1回につき100円～280円

【通所方法】

公共交通機関などをご利用ください。

自立訓練事業所 Qwb 112

●堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内
☎03-5698-1336 72ページ

身体障害・高次脳機能障害・失語症のある方を対象にした社会リハビリテーション(機能訓練・生活訓練)などを行います。機能訓練は1年6カ月間、生活訓練は2年間利用できます。

【対象】

- ▷ 18歳以上の身体障害、高次脳機能障害、失語症のある方など
- ▷ 区審査会で受給決定された方

【開館(利用)日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時

【費用】

所得に応じた利用者負担があります。

【通所方法】

公共交通機関を利用できない方にバス送迎あり。

障害児・者の歯科診療 (ひまわり歯科診療所) Qwb 113

●健康推進課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

心身の障害などにより、一般の歯科医院で歯科診療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療施設です。電話で予約してください。

【予約先】

かかりつけ歯科医紹介窓口
☎03-3690-5209

【予約受付日時】

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1～4時

【診療日時】

土曜日/午後1時30分～4時30分
日曜日/午前9時～正午

【所在地】

青戸7-1-20 葛飾区歯科医師会館内



障害者総合支援法による福祉サービス

Qwb 114

身体・知的障害のある方

精神障害のある方、難病などの方

☉障害福祉課

☎03-5654-8302

☉保健予防課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1274

身体障害、知的障害、精神障害、難病など、障害の種類に関係なく利用できます。

所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。

利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

障害者総合支援法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動が著しく困難な障害者で常に介護が必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が困難な方に、外出時において移動の援助、その他必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のうち、介護の必要度が著しく高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護および介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間において施設で、入浴や排せつ、食事などの介護と創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間にわたり身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間にわたり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般の企業などで働くことが困難な方に、就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労を継続することができるように、企業や自宅などへの訪問や必要な連絡調整などを行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問など必要な支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援	福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画案の作成やモニタリングを行います。
	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方が地域生活に移行できるよう、住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。
	地域定着支援	障害者施設や病院などから退所・退院した方の地域生活が定着するよう、相談などの支援を行います。



児童福祉法による福祉サービス

Qwb 617

☎障害福祉課(身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8628

保護者の方の所得に応じて1カ月当たりの負担に上限額が設定されています。

利用方法など、詳しくは担当窓口にご相談ください。

児童福祉法の対象となるサービス

	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。また、医療的ケアが必要な障害児に地域支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などのために、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学障害児に放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	保育園などを利用している障害児(これから利用する障害児)の保育所などに支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児の通所支援などの利用にあたり、障害児支援利用計画案の作成やモニタリングを行います。

日常生活の援助

Qwb 117

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

種類	対象	内容	費用
おむつの支給	3歳以上65歳未満で、失禁状態などにある、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方か、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方(生活保護受給者や施設入所者などを除く)。本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の所得制限があります。	紙おむつや尿とりパッドなどをご自宅へ配送します。入院などにより区が支給するおむつが使えない方には、使用料(1カ月9,000円を限度)を補助します。	
出張理美容サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方で、外出が困難な在宅の方	理容師または美容師が、自宅にお伺いして、調髪やカットなどをします(年6回以内・付添人が必要です)。	1回500円の自己負担があります。
寝具乾燥消毒サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、障害者のみの世帯または障害者を除く同居家族が65歳以上の世帯で、本人および家族などが障害などで寝具が干せない方	自宅にお伺いして、寝具を一時お預かりし、乾燥消毒(年11回)と水洗い乾燥消毒(年1回)を行います。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。
配食サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1~4度をお持ちの65歳未満の在宅の方で、ひとり暮らしや同居家族が65歳以上の世帯、日中は障害者のみになる世帯で、外出が困難で食事の準備が難しい方	自宅に昼食・夕食のお弁当をお届けします。糖尿病食などの選択もできます。お届けする曜日・食数は希望に応じて変更可能です。	1食当たりの自己負担額は、本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況やお弁当の種類により異なります。
重度脳性まひ者介護事業	20歳以上の在宅の方で、脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの単独で屋外活動することが困難な方。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービス(短期入所を除く)や介護保険制度の訪問介護・通所介護の利用者を除きます。	障害者の介護者が、屋外への手引き・同行・その他必要な用務などを行った際、介護者へ手当を支給します。 【支給額】 1回につき6,560円(1日1回、月12回を限度)介護者は障害者が家族の中から推薦します。	
見守り型緊急通報システム	18歳以上65歳未満の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1~3度をお持ちの方か、都の指定する難病に認定されている方で、一人暮らしが日中または夜間に障害者のみになる世帯の方	無線通報機・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを設置します。異変があると、区と契約する警備会社に通報され、警備員が必要な措置をとります。	本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、自己負担があります。



◎障害福祉課 ☎03-5654-8302

種類	対象	内容	費用
巡回入浴サービス	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの在宅の方で、家庭での入浴が困難な方(介護保険制度で入浴サービスを受けられる方を除く)	自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします(年52回以内・付添人が必要です)。	利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により、自己負担があります。
緊急一時保護	(1) 身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～4度の交付を受けた方 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、脳性まひ・進行性筋萎縮症を有する方(就学児以上65歳未満)	介護者が、病気・冠婚葬祭・休養などで、一時的に障害のある方を介護できない場合に、施設(事前に登録が必要)でお預かりします(月7日まで。休養は年度内3日まで)。	所得により、一部自己負担があります(食費は実費負担)。

◎障害福祉課 ☎03-5654-8628

種類	対象	内容	費用
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	(1) 重度の知的障害者(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行ができない)の方で、18歳到達前にその状態になった方 (2) (1)に該当しないが、医療的ケアが必要な18歳未満の障害児	訪問看護事業所の看護師が自宅を訪問し、家族などが行っている医療的ケアを、1回につき2～4時間行います(年間24回を超えない範囲で月4回が上限)。	所得により、一部自己負担があります。

◎障害福祉課 (身体・知的障害のある方) ☎03-5654-8302

◎保健予防課(健康プラザかつしか内) (精神障害や難病などのある方) ☎03-3602-1274

種類	対象	内容	費用
補装具費の支給と修理、借受け 🔍wb 458	身体障害者手帳をお持ちの方および難病患者など(18歳以上の方は所得制限あり)	補聴器・義肢・車いす・視覚障害者安全つえなどの補装具費を支給します(事前に判定が必要)。	原則、1割の自己負担があります。
日常生活用具費の支給 🔍wb 459	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および難病患者など(18歳以上の方は所得制限あり)	特殊寝台・入浴補助具・屋内信号装置・音声式時計・頭部保護帽などの生活用具費を支給します。	

介護保険に該当する場合は、介護保険の給付・貸与が優先です。

葛飾区成年後見センター

114ページ

家事援助サービス

しあわせサービス(158ページ)

生活支援ボランティア

158ページ

都立・民間の障害者通所施設 🔍wb 120

ダイヤルガイド(187ページ)

身体障害者・知的障害者相談員 🔍wb 121

◎障害福祉課 ☎03-5654-8302

心身に障害のある方や、保護者からの相談に、区の委託を受けた相談員が応じ、援助を行います。

移送サービス(ハンディキャブ運行)

158ページ

リフト付タクシー等事業者のご案内 🔍wb 122

◎障害福祉課 ☎03-5654-8301

車いすを使用している方やねたきりなどの状態の方が利用できるリフト付タクシーの所有事業者・団体の一覧表を用意しています。一覧の中からご利用に合った事業者を選び、予約・利用してください。料金などは事業者ごとに異なります。



生活関連ファクス

🔍wb 123

📞障害福祉課 ☎03-5654-8302

生活関連事業所への問い合わせなどに、ファクスが利用できます。

【対象】

聴覚障害者など音声による電話が使用できない方

事業所	FAX番号
火事・救急	119
葛飾警察署	03-3695-8840
亀有警察署	03-3608-3070
東京都水道局 お客さまセンター	03-5790-0572
東京電力	0120-993-011
東京ガス	ガス漏れ 03-4332-2419
	その他 03-3344-9393
葛飾郵便局	03-3693-9494
葛飾新宿 郵便局	03-3627-2955
NTT東日本	0120-700-133

区役所へのお問い合わせ

📞はなしょうぶコール

FAX03-6758-2223

✉ callcenter@city.katsushika.tokyo.jp

がん検診・講座申し込みなども受け付けます。

その他の担当課についてはファクスガイド(201・202ページ)をご覧ください。

図書館のサービス

🔍wb 517

📞中央図書館 ☎03-3607-9201

バリアフリーサービスに登録すると、図書は30点まで、CDは8点まで30日間、DVDは2点まで14日間貸し出しできます。

視覚に障害のある方には、点字図書・録音図書の貸し出し、郵送による貸し出し・返却、音訳ボランティアによる対面朗読サービスを行っています。

外出困難な方への宅配サービスも行っています。

児童向けには、触って楽しめる布絵本や点字付き絵本があります。

点字図書費の支給

🔍wb 126

📞障害福祉課 ☎03-5654-8302

視覚障害者(児)の方に、一般図書の価格相当額の自己負担で点字図書費(雑誌を除く)を支給します。

東京都心身障害者扶養共済制度

🔍wb 125

📞障害福祉課 ☎03-5654-8301

障害のある方を扶養する保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡または重度障害)があったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金が支給される、任意加入の制度です。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

🔍wb 127

📍(福)葛飾区社会福祉協議会(手話通訳者派遣)

堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内

FAX03-5698-2513 ☎03-5698-3216

📍東京手話通訳等派遣センター

(手話通訳者・要約筆記者派遣)

新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

FAX03-3354-6868 ☎03-3352-3335

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの聴覚に障害のある方・中途失聴の方またはその団体

障害福祉課への事前登録が必要です(1カ月20時間まで無料)。

中等度難聴児補聴器

購入費助成

🔍wb 518

📞障害福祉課

FAX03-5698-1531 ☎03-5654-8301

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中等度難聴児に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

障害に関するシンボルマーク

障害のある方に配慮した施設であることなどが分かりやすいよう、さまざまなシンボルマークがあります。

障害者のための
国際シンボルマーク



全ての障害のある方が利用しやすい建築物などに表示

盲人のための
国際シンボルマーク



視覚障害のある方の安全などが考慮された建物などに表示

ほじょ犬マーク



盲導犬や介助犬など、補助犬を受け入れる店の入口などに表示

ヘルプマーク



人工関節・内部障害・難病の方など、援助や配慮を必要としている方が身に着けているマーク

身体障害者標識



自動車の運転に条件がある、肢体や聴覚に障害のある方が車に表示

聴覚障害者標識



広報かつしか点字版・ デージー(CD)版

Qwb 128

☎ 広報課 ☎03-5654-8116

希望する方に無料で送付します。

区議会だより点字版・デージー(CD)版

☎ 区議会事務局 ☎03-5654-8508

希望する方に無料で送付します。

葛飾社協だより点字版・デージー(CD)版

☎ (福)葛飾区社会福祉協議会
☎03-5698-2411

希望する方に無料で送付します。

ヘルプマーク・ヘルプカード Qwb 501

☎ 障害福祉課 ☎03-5654-8302

ヘルプマークとは、外見からわからなくても配慮が必要なことを周囲の方に知ってもらうためのマークです。

ヘルプカードとは、障害のある方が日常生活や緊急時に周囲の支援を求めるためのカードです。

【配布窓口】

障害福祉課・障害者施設課・保健所・保健センター



点字講習・生活訓練など Qwb 745

☎ (福)東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

新宿区大久保3-14-20 ☎03-3200-0987

点字講習、点字・録音図書の貸し出し

☎ (公社)東京都盲人福祉協会

新宿区高田馬場1-9-23 ☎03-3208-9001

スマホ・パソコン教室、訪問による歩行訓練、日常生活訓練、点字訓練

☎ (福)日本点字図書館

新宿区高田馬場1-23-4 ☎03-3209-0241

点字・録音図書の製作・貸し出し、図書情報の提供、視覚障害者のためのIT教室、視覚障害者用具の開発と販売、点字図書の出版など

就労支援

障害者就労支援センター Qwb 131

☎ 立石5-27-1 ウィメンズパル内

☎03-3695-2224 ☎ 72ページ

18歳以上の就労意欲のある障害のある方を対象に、仕事探しや就職活動の支援、就職後に長く働き続けるための定着支援を行います。相談や利用登録は無料です。面談は予約制です。



障害者就労支援センターの利用について

仕事探しから就職後まで、障害のある方の就労に関する相談を受けています。

